

## 控 訴 状

事件名:庄原簡易裁判所令和7年(ハ)第4号損害賠償請求事件

令和7年10月20日 広島地方裁判所 御 中

(送達場所)

〒727-0021 広島県庄原市三日市町309

控訴人(原告) 高野 邦夫

〒727-0021 広島県庄原市三日市町 406

被控訴人(被告) 津田 廣雄

訴訟物の価額他	
訴訟物の価額	金 213,498 円
貼用印紙額	金 4,500 円
予納郵券	金 7,000 円

## 記

1. 上記当事者間の令和7年(ハ)第4号損害賠償請求事件について、令和7年10月14日に言い渡され、翌15日に交付送達を受けた判決は全部不服であるから控訴する。
2. なお控訴趣意書(理由書)は追って提出する。

## 第一.原判決の事情等

## 2.原判決の主文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 3.控訴人が求める裁判

- 1 原判決を破棄し更に相当の裁判を求める。
- 2 訴訟費用は一、二審ともに被控訴人(被告)の負担とする。

こ う の く に お  
以上原告 高野 邦夫